インフォメーション

平成 31 年 2 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

自動車関連税制の改正! 2019年10月~

自民党と公明党は平成30年12月14日「2019年度税制改正大綱」をまとめました。 2019年10月の消費税率引き上げ後の購入を魅力的なものにするため、自動車に対する 税制上の支援策を実施する内容になっています。

I購入時にかかる税金

「自動車取得税」の改正

	現行	改正案 (2019年10月~)
対象車種	自動車取得税	環境性能割
H32 年度燃費基準+20%達成車	非課税	
H32 年度燃費基準+10%達成車	0.6%	非課税
H32 年度燃費基準+10%未満達成車		1.0%
H32 年度燃費基準達成車	1. 2%	
H32 年度燃費基準非達成車	3.0%	2.0%
H27 年度燃費基準+10%達成車	1.8%	2.0%
H27 年度燃費基準+5%達成車	2.4%	3.0%

Ⅱ保有時にかかる税金

「自動車税」の改正

総排気量(Q) 超 以下	現行	改正案 (2019年10月~)	減税
1.0以下	29, 500	25, 000	4, 500
1.0~1.5	34, 500	30, 500	4,000
1.5~2.0	39, 500	36, 000	3, 500
2.0~2.5	45, 000	43, 500	1, 500
2.5~3.0	51,000	50,000	1,000
3.0~3.5	58, 000	57, 000	1,000
3.5~4.0	66, 500	65, 500	1,000
4.0~4.5	76, 500	75, 500	1,000
4.5~6.0	88, 000	87, 000	1,000
6.0 超	111,000	110,000	1,000

Ⅲエコカー減税

エコカー減税とは、政府の定めた環境基準に適合する車の購入時に適用される減税制度です。エコカー減税が適用されると自動車重量税、自動車取得税の納付時に、優遇措置が受けられます。ただしエコカー減税は期間限定です。

- ・自動車取得税 (購入時)・・・2019年3月末までに登録した車
- ・自動車重量税(購入時・車検時)・・・2019年4月末までに登録した車